

災害時の法律相談等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条所定の災害（以下「災害」という。）が発生したときに、乙が被災者支援のために実施する法律相談その他の災害時における住民生活の確保を目的とする各種法的支援活動（以下「法律相談等」という。）の事前準備及びその取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が被災者に対して行う法律相談等を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（要請の手続）

第2条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、要請書（別紙様式1）により法律相談等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（法律相談等の実施）

第3条 甲が乙に対して、前条に定める要請をした場合、または乙が甲に対して、法律相談等の実施の申入れをした場合、甲と乙は、協議の上で、当該法律相談等の実施を速やかに決定する。

（法律相談等の実施場所等）

第4条 前条に定める法律相談等の開催場所、開催期間、実施方法等の細目は、甲乙協議の上で、乙において決定し、甲は法律相談等の円滑かつ適切な実施にあたって、会場の確保や広報等必要な措置を取るよう努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、法律相談等の費用については、原則として乙の負担において実施することとし、甲に対して負担を求めるない。ただし、災害の規模、法律相談等の実施期間、実施の回数、内容等を勘案の上で、乙の負担とすることが不相当となった場合には、甲乙協議の上で、甲も一部負担することとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、法律相談等によって、乙の責任に基づく損害賠償責任が発生した場合には、乙が加入する賠償保険により補償を行うこととし、甲に対して、その負担を求めるない。

(平時の協議等)

第7条 甲及び乙は、第3条に定める活動を適切かつ円滑に実施することを目的として、平時において必要に応じて継続的に協議を行うものとし、あわせて前記活動に必要な準備を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届（別紙様式2）により相手方に報告するものとする。ただし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月2日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

乙 千葉市中央区中央4丁目13番9号
千葉県弁護士会
会長

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「丙」という。）及び白馬特定目的会社（以下「丁」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙、丙及び丁が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第 2 条 乙、丙及び丁の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第 2 項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援
 - （2） 市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供
- 2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙、丙及び丁があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
プロロジスパーク千葉 1	千葉県千葉市稲毛区六方町 210 番地 27
プロロジスパーク千葉 2	千葉県千葉市稲毛区六方町 210 番地 28

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第 3 条 乙、丙及び丁は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

- 2 乙、丙及び丁は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を、可能な範囲で行うよう努めるものとする。

（1） トイレ設備及び水道設備の提供

(2) 甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙丁協議のうえ、期間を延長することができる。(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第4条 乙、丙及び丁は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙丁協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙、丙及び丁は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第6条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第7条 乙、丙又は丁は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙、丙又は丁が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙、丙又は丁が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙、丙又は丁が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙丙丁協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年12月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙丁いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

令和2年11月25日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
株式会社プロロジス
代表取締役 山田 御酒

丙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
支配人 奈良 利秀

丁 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
白馬特定目的会社
取締役 稲田 秀

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、学校法人植草学園（以下「乙」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる事項において、可能な範囲で協力するものとする。

（1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第 2 項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援

（2）市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供

2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
植草学園大学・植草学園短期大学	千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第 3 条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を行うよう努めるものとする。

（1）休憩スペースの提供

（2）トイレ設備及び水道設備の提供

（3）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前 2 項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から 3 日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(車中泊避難者の受け入れ場所の開設及び管理運営)

第4条 車中泊避難者の受け入れ場所における開設及び管理運営は、甲の責任において行う。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第6条 甲、乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者（以下「使用者」という。）による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、そ

の金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和4年5月31日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

令和4年5月31日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区弁天2-8-9
学校法人 植草学園
理事長 植草 和典

災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して
必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する協定書

千葉市（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定により非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部（以下「乙」という。）に委託する協定を締結する。

（委託業務の実施）

第1条 乙は、甲が法を適用した場合又は法第15条の規定により応援をする場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に前文に規定する委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

（委託業務の種類、範囲等）

第2条 委託業務の種類、範囲等は次のとおりとする。

1 避難所の設置への支援

甲が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものであること。

（1）生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものであること。

（2）こころのケア

災害による被災者の精神的なショックや心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うものであること。

2 医療

（1）医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。

（2）医療の範囲は、診療薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

（3）医療の実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

3 助産

（1）助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

（2）助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。

（3）助産の実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

4 死体の処理

（1）死体の処理は、災害の際死亡したものについて必要な限度内において死体に関する処理を行うものであること。

（2）死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検査とする。

（3）死体の処理の実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

5 その他必要な事項

その他、甲は法第4条に規定される救助の範囲において、必要な事項を乙に委託することができる。

(救護班の編成)

第3条 委託業務のうち、医療及び助産を行うため、乙は救護班を編成するものとする。
ただし、状況によりやむを得ない場合は、その行為を乙所属の医療施設において行うことができる。

(委託業務の費用)

第4条 委託業務を実施するために必要な費用は別表の定めるところにより乙が支弁するものとする。

(補償請求)

第5条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄附金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。

なお、補償の請求は「災害救助法第19条の規定による補償請求書（別紙様式）」の提出によって行うこと。

2 前項に規定する寄附金その他の収入とは、乙が当該災害の際、特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まない。

(委託業務の範囲を越えて行った費用)

第6条 第2条各号に規定する処理の範囲を越えて行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

(甲による救助の実施)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づいて第2条に規定する委託業務を実施する場合であっても、災害の状況に応じ必要と認めるときは、第2条各号に掲げる事項を自ら実施することができるものとする。

(甲による援助)

第8条 乙が行う委託業務の実施にあたっては、甲はこれを援助するものとする。

(県との調整)

第9条 甲は、千葉県の連絡調整の下、乙への委託を行うものとする。

(協定の効力)

第10条 この委託は、法第2条の2第1項の規定に基づき、甲が救助実施市に指定された場合において、指定の効力が生ずる日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない委託事務の実施に関して必要な事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和5年 3月28日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市中央区千葉港5番7号
日本赤十字社千葉県支部
支部長 熊谷俊人

別表

協定書第4条の委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）、時間外手当、深夜勤務手当及び旅費について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規定、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額によること。
救助費	1 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とすること。 2 こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料の実費とすること。 3 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。 4 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として甲が別に定める基準によること。 5 検査の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とすること。 6 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。 7 上記のほか、法第4条に規定される救助の範囲において委託した事項の実施のために要した費用の実費とすること。
輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。
賃金職員等雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。
事務費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、通信運搬費等の実費によること。

災害救助法第19条の規定による補償請求書

災害救助法第16条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助(の応援)にかかる当社が支弁した費用に対する補償を同法第19条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長

千葉市長 様

1 請求金額	金	円也
支弁費用総額		円
寄附金その他の収入額		円

2 救助の種類及び期間

救助の種類	期間	摘要

3 支弁費用の明細
支弁費用明細書(別紙)のとおり

(別紙)

支弁費用明細書

区分	金額	備考
1 人件費 (1) 旅費 (2) 役務費 (3) 時間外手当及び深夜手当		日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
2 救助費 (1) 避難所の設置 ア 生活環境の整備 イ こころのケア (2) 医療及び助産 ア 医療 イ 助産 (3) 死体の処理 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等 イ 検案 (4) その他必要な事項		
3 輸送費		
4 賃金職員等雇上費		
5 扶助金 (1) 療養扶助金 (2) 休業扶助金 (3) 障害扶助金 (4) 遺族扶助金 (5) 葬祭扶助金 (6) 打切扶助金		
6 事務費 (1) 消耗品費 (2) 通信運搬費 (3) その他		
合計		

(注意)

この費用明細書の各費用の明細は内訳として添付すること。

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、東武緑地株式会社（以下「乙」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項において、可能な範囲で協力するものとする。

（1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第2項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援

（2）市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供

2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
ゴルフリゾート花見川	千葉県千葉市花見川区天戸町1229
ゴルフリゾート SOGA	千葉県千葉市中央区川崎町1-40

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を行うよう努めるものとする。

（1）休憩スペースの提供

（2）トイレ設備及び水道設備の提供

（3）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(車中泊避難者の受け入れ場所の開設及び管理運営)

第4条 車中泊避難者の受け入れ場所における開設及び管理運営は、甲の責任において行う。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第6条 甲、乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めるものとする。

- (1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
 - (2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合
 - (3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者（以下「使用者」という。）による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合
 - (4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合
- 2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和5年5月8日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いいずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

令和5年5月8日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一

乙 東京都墨田区向島1丁目26番5号

東武緑地株式会社

代表取締役社長 青木 雅彦

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社千葉牧場（以下「乙」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項において、可能な範囲で協力するものとする。

（1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第2項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援

（2）市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供

2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
千葉ウシノヒロバ	千葉県千葉市若葉区富田町983-1

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を行うよう努めるものとする。

（1）休憩スペースの提供

（2）トイレ設備及び水道設備の提供

（3）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(車中泊避難者の受け入れ場所の開設及び管理運営)

第4条 車中泊避難者の受け入れ場所における開設及び管理運営は、甲の責任において行う。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第6条 甲、乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者（以下「使用者」という。）による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、そ

の金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 10 条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通保有する。

令和 5 年 9 月 1 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市

千葉市長

乙 千葉県千葉市若葉富田町 983-1

株式会社千葉牧場

代表取締役社長